会　　議　　録

1　会議の名称	教育福祉常任委員会
2　日　　時	平成２９年１２月７日（木） 午前　　９時３０分　　開会 午前　１０時２３分　　閉会
3　場　　所	全員協議会室
4　出　席　者 （７人）	山田　昌紀　　中山真由美　　宮脇　俊彦 斉藤　裕樹　　土山由美子　　相馬　欣行 大山　　学
5　欠　席　者	なし
6　説　明　員 （０人）	
7　傍　聴　者	なし
8　事　務　局	次長　主事
9　会議のてんまつ	別紙のとおり

議　　題　　陳情第７号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

結　　果　　採　択

午前９時３０分　　開会

○委員長【山田昌紀議員】　　ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第７号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等お願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】　　それでは、「陳情第７号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」について意見を述べさせていただきます。

昨年にも提出されていますこの陳情では、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。夜勤回数の規制、夜勤労働の短縮、介護職員の１人夜勤の早期解決、また、これらの方々の増員を図り、勤務環境や労働時間短縮の改善を図ることが挙げられています。

陳情趣旨にも述べられているように、看護師をやめたいと考える人は後を絶ちません。高齢化によって一人一人への密な看護が必要になるなど、看護師の負担はふえています。また、看護師の多くは人間関係が理由で職場を離れることがあると聞いています。看護師をやめさせないようにするためには、やめたい本当の理由を知ることも重要であると思います。子育てや体調不良を抱えている場合など、家庭と仕事の両立、健康面でのサポートなど、安全・安心に仕事ができる環境をつくることが必要となっています。政府も働き方改革で長時間労働の是正などを掲げていますが、看護師の離職率の高さが労働環境にあり、その改善が必要であることは間違いありません。

よって、本陳情は採択するべきものと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　それでは、「陳情第７号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は４項目を求めています。１つ目が医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境の改善、２つ目が安全・安心の医療、介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること、３つ目が患者、利用者の負担を軽減すること、４つ目が費用削減を目的とした病床削減

は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保することです。

厚生労働省は、医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

国際労働機関（ＩＬＯ）は、看護職員勧告第１５７号において、１日の労働時間は８時間以内、勤務と勤務の間に少なくとも連続１２時間以上の休憩時間を設けるという勧告をしています。日本政府は、この勧告を実施するためにも最大限努力する必要があると思います。

長時間夜勤については心身に与える有害性が科学的にも明らかになっています。健康リスクとしては、短期的には慢性疲労や感情障害、中期的には循環器疾患や糖尿病、長期的には発がん性（乳がんや前立腺がん）が指摘され、安全性の点でも夜勤帯の作業は酒気帯び運転以上のリスクがあると指摘されています。しかし、医療・介護の職場では２４時間３６５日、命と健康を守るために夜勤交替制勤務は避けられない職場でもあります。患者、利用者の安全を守るためにも看護要員の健康を守るためにも実効性のある規制が必要です。

しかし、日本医療労働組合連合会が実施した看護職員の労働実態調査のことしの調査では、慢性疲労が７１．７％、仕事をやめたいと思う人７４．９％という看護師の実態や、医療提供についても十分な看護ができていない、５０．８％、ミス・ニアミス経験があるが８２．９％という実態に陥っていることが示されており、２０１３年の調査より改善が進んでいません。

病床削減についても、費用削減を目的にするのではなく、国民の健康と命を守る視点から地域医療に必要な病床の確保を行っていくことが必要と考えます。これらは事業者、病院、施設の努力で改善できるものではありません。国として具体的な勤務環境の改善を図るために看護師などの増員計画や医療従事者の確保対策、労働規制などを行っていくことが必要であると考えます。

新年度予算編成の中で国は診療報酬の削減を考えていることが報道されています。国民にとって不要な大型開発事業よりも、国民の暮らしや命を守ることこそ予算を使うべきと考えます。

以上の理由から本陳情に賛成の立場とします。

○委員【土山由美子議員】　「陳情第７号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情」について意見を述べます。

日本社会では、欧米と比べると長時間労働がほとんど常態化しています。近年、大企業などで長時間労働による過労死や自殺が相次いで明らかになっています。企業での長時間労働の実態が明確になったことで政府の働き方改革の議論につながったとの指摘もありますが、なかなか実際の労働環境改善には結びついてはいません。

２０１７年の日本医療労働組合連合会実施の看護職員の労働実態調査では、人の健康や命にかかわる医療の現場から慢性疲労が７１．７％、仕事をやめたいと思うが７４．９％との回答が出され、深刻な状況にあります。医療の提供につい

ても十分な看護ができていない、５０．８％、ミス・ニアミスの経験がある、８２．９％は特に医療への信頼にもかかわることでありながら、２０１３年の調査から改善していないとのことで、本当に驚くべき実態です。

また、陳情項目には介護施設における１人夜勤を早期に解消することが提示されていますが、慢性的な人手不足を背景に、苛酷な労働実態のもと、残念ながら介護施設では高齢者虐待事件が起こっていることを報道でたびたび耳にしています。事件に至らなくても、高齢者の命や尊厳が脅かされる事例は多数発生していると思われます。私も１人夜勤による深刻な状況には至らなかったものの、不適切な事例について実際に聞いています。あってはならない事例は恐らく介護施設での１人夜勤ではどこでも起こり得ることと言えます。労働環境の苛酷さにより、介護の離職率の高さにもつながっているのではないでしょうか。

こうした実態を踏まえ、陳情第７号は採択するべきであると考え、賛成いたします。

○委員【相馬欣行議員】　　では、陳情第７号について、私の意見を述べさせていただきます。

ブラック企業化する医療・介護現場は、患者の生命、健康に直接影響する問題であり、避けなければなりません。厚生労働省も医療分野の雇用の質向上のため、平成２６年１０月に医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定が施行され、勤務環境改善マネジメントシステムが導入されております。この中では働き方、休み方改善、職員の健康支援、働きやすさ確保のための環境整備、働きがいの向上の４つの項目で具体的施策を進めることとしています。しかし、人口の減少、高齢化の問題に加え、職業意識の変化、医療ニーズの多様化、高度化が進む中、医師の一極集中が進むなど、医療機関の医療従事者の確保が困難になる中、質の高い医療提供体制を構築するため、現職への負担がふえ、改善が進むどころかブラック化しているのが現状と受けとめます。

私たち市民、患者側から見れば、けが、病気になったら、いつ何時でも救急車を呼び、医者に診てもらう体制は当たり前と受けとめていますが、その裏で医療機関が高度医療を継続提供するため、医療関係者の確保と体制構築に努力していることを理解する必要があります。

また、本市は一次医療から三次医療まで整い、恵まれた医療環境下にあることを当たり前と考えていますが、近隣都市でも厳しい現実に直面している行政区は多くあることも承知しておかなければなりませんし、伊勢原協同病院の移転建設に向け、伊勢原市として多額の支援をしたのも、市民の健康維持に向けた医療環境の堅持が必須であったからであります。

このように、医療体制の堅持、環境改善に向け、取り組みを進めていますが、アンケート結果から判断すれば、さらに進展する高齢化社会を鑑み、医療現場の充実はしっかり整える必要があり、さらなる医療環境の改善を求めることは大切な政策の一つと考えます。

以上の理由により安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求

める陳情については賛成の意見といたします。
○委員【中山真由美議員】　　陳情第７号について意見を述べさせていただきます。
　医師、看護師等の医療や介護従事者の勤務環境の改善は喫緊の課題であります。団塊世代が後期高齢者となる２０２５年、３人に１人が６５歳以上の超高齢化社会となります。さらに医療や介護、福祉サービスの需要が高まる一方で、慢性的な看護師不足の状態では十分な看護や福祉サービスを受けることはできません。また、医療事故のリスクを高める可能性もあります。厚生労働省が設置した看護師等の雇用の質の向上に関する省内プロジェクトチームでは、雇用の質向上の必要性について、特に長時間労働や当直、夜勤、交替勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているとして、取り組みの基本姿勢等、めざす姿実現に向けた当面の取り組み方針などを記した報告書をまとめました。
　それにより、医療機関では、労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく交替制の運用面の工夫、所定時間外労働の削減等の取り組みにより十分な勤務間隔の確保を含め、より負担の少ない交替制に向けた取り組みの検討が行われています。また、行政では医療現場の労使の主体的な取り組みを促進する観点から、労働基準法令に関する研修会の開催及び労働時間設定改善コンサルタントによる支援等を実施するよう明確化されるなどの法整備が行われています。また、看護師の増員策としては、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看護師等の養成の促進や再就業を支援するための研修を実施してきましたが、さらに地域医療構想実現に向けた医療機関の施設・設備の整備や医療・介護従事者の確保・養成の拡充が必要と考えます。
　このような理由から本陳情は採択といたします。
○委員長【山田昌紀議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。
　これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。
　本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】　　挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議　　題　　陳情第８号　「介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情

結　　果　　採　択

○委員長【山田昌紀議員】　　次に、「陳情第８号、『介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】　　それでは、「陳情第８号、『介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情」について意見を述べます。

陳情趣旨において述べられているとおり、介護の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題となっていることは事実であります。高齢化社会、超高齢化社会を迎える中、ピークとなる２０２５年には２４０万人余の介護職員が必要との推計が出ている中で、介護職員の確保は重要な課題であります。しかしながら、介護労働者の置かれた環境は決して恵まれているとは思われません。低賃金、重労働で、離職率も高く、その結果入所者への十分なケアを行うことができないという負のスパイラルに陥っています。今、日本が抱えている高齢化社会に対応して全ての国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、介護を担う職員の労働環境の改善には早急に取り組まなければならない問題と考えます。

よって、本陳情は採択すべきものといたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　　それでは、「陳情第８号、『介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、１つ目に介護職員を初めとする介護現場で働く全ての労働者の処遇改善策を講じ賃金水準の引き上げを国の費用負担で行うことを求めています。２つ目は、介護保険施設の人員配置基準を利用者２人に対して介護職員１名以上に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、１人夜勤の解消を求める。３つ目が上記項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担、自治体負担を軽減するため介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げることを求めるものです。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保、離職防止は喫緊の課題となっています。介護労働者の人材確保、離職防止を進めていく上で、労働環境の整備が重要であることは福祉人材確保方針の基本方針の中でも示されています。しかし、２０１３年、全国労働組合総連合の実施した介護施設で働く労働者のアンケートでは、介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも１０万円も低くなっています。介護の仕事をやめたいと考えたことのある人が５７．３％にも達しています。その理由は、賃金が安い、仕事が忙し過ぎる、体力が続かないとなっています。人員が少なく、十分な介護ができないともなっています。

介護労働者の処遇改善について、国は、介護労働者の処遇を改善していると言っていますが、２０１５年の事業所に対する介護報酬の引き下げにより、大きな改善が図られていないのが実情ではないでしょうか。

介護労働者が働きがいがあると仕事を選びながらも３年未満で７割以上が離職せざるを得なくなっている一方、家族などを介護するために、若年層も含めて年間１０万人が仕事をやめている実態があります。これは社会にとって大きな損失であり、国がしっかりと支える方向に介護制度を切りかえるべきであると考えます。こうした方向に合致しているのが本陳情ではないでしょうか。

以上の理由から本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】　「陳情第８号、『介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現』を求める陳情」について意見を述べます。

超高齢化社会を迎える中、介護人材の確保、離職防止対策は喫緊の課題であり、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年には３７万７０００人が不足すると陳情趣旨で訴えています。さらに介護労働者の人材確保、離職防止を進めるためには労働環境の整備が重要であり、２００７年８月に改定された福祉人材確保指針でも示されているにもかかわらず、改善されたとは言えない実態とのことです。

介護施設の労働者の全産業労働者よりも月額平均１０万円も低い賃金については以前から問題視されていることです。また、政府は２００９年以降、たびたび処遇改善策を図ったとしていますが、平均勤続年数、所定内給与額に大きな改善は見られず、２０１５年の介護報酬のマイナス改定など、全く誠意がない対応が続いていることには怒りを覚えます。

また、介護施設での１人夜勤は高齢者虐待が起こりやすい要因となり得る状況であり、改善が求められる優先度の高い課題です。認知症によりトイレ介助の回数は増加しますが、ましてや夜間に１人で複数の高齢者に対応する状況がどんなに苛酷であるかは容易に想像できるはずです。高い志を持って介護職を選択した労働者の環境を直ちに改善しなければ、２０２５年問題の解消は期待できません。

本陳情は採択されるべきと考え、賛成いたします。

○委員【相馬欣行議員】　陳情第８号に対し、私の意見を述べさせていただきます。

超高齢化社会を迎え、多くの課題が顕在化してきていますが、その１つが介護問題ではないでしょうか。日本の総人口が減少する中、６５歳以上の高齢者が増加し続け、超高齢化社会が到来しています。２０４０年の総人口が１億１２００万人と推計される中、６５歳以上が１６４５万人、７５歳以上が２２２３万人と予測数値が出されており、３人に１人が６５歳以上、５人に１人が７５歳以上という人口構成となっています。

国は社会保障に対する予算規模抑制のため、介護に関しては在宅介護をめざす方向を打ち出し、市町村もその方向に沿って施策を進めることとなっていますが、この結果が引き起こすことは老老介護や独居老人の増加と考えます。地域福祉に従事していただくボランティアの皆さんも確実に高齢化しており、地域で支え合

う体制には無理があるのではないでしょうか。

そういった面では、最近の民間企業による介護事業への参入は心強く感じているところですが、介護現場で発生する悲惨な事件や労働の質の低下が叫ばれているのも事実です。原因は厳しい介護労働の実態と低賃金による離職者の多さにあります。国も平成２１年、２４年、２７年に介護報酬改定を行っていますが、介護職員の就労形態が非正規職員に大きく依存していることから抜本的見直しにつながっておらず、個人の可処分所得の増加につながっていないのが実情ではないでしょうか。

また、介護保険事業に関する法改正が頻繁に行われ、事業者の経営、運営に大きな影響を及ぼしているのも事実であり、介護施策全体を考慮した法整備の必要性があるものと考えます。

介護を必要としない健康年齢の延伸施策を積極的に進めるとともに、介護現場の労働環境の質向上に取り組むことは今後ますます需要が高まる介護事業の継続に大切なことと考え、本陳情に賛成の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】　　陳情第８号について意見を述べさせていただきます。

現在、超高齢化社会が進展する中で、２０１５年４月の診療報酬改定では病床機能再編と在宅医療を充実する方向となり、今後はさらに介護ニーズが増大、質の高い介護サービスの確保が必要となることが予想されます。

それを踏まえ、現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るために介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員１人月額１万２０００円が、必要な要件を満たせば加算できることになりました。しかし、介護現場では人材不足により年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できない実態であります。社会保障費は２０１２年度で約１０９兆円に上り、介護保険制度が始まった２０００年度から３０兆円もふえ、これが２０２５年には約１４９兆円にまで増大すると厚生労働省は予測しています。

公明党としても地域の包括的かつ継続的な在宅医療、介護の提供体制をつくり、地域密着型サービス施設などの整備を進め、介護人材の確保に向けてキャリアアップ研修の支援やロボットやＡＩなどの導入により介護人材の労働環境、処遇の改善を図っております。また、非正規で働く人のキャリアアップにつながる能力機会を拡大し、希望する仕事や職種につけるように支援を強化してまいります。

国としては、離職した介護職員の再就職支援の貸付制度を設けるとともに、介護職員をめざす学生などへの修学資金貸付制度の拡充をいたします。今後は、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てや介護などを両立しながら働ける働き方改革を行い、重労働の介護の現場に介護ロボットの導入を積極的に進めることで介護基盤の充実強化を推進していくなど対策をしておりますが、さらに地域医療構想実現に向けた医療機関の施設・設備の整備や、介護労働者の確保・養成の拡充が必要と考えます。

このような理由から本陳情は採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【山田昌紀議員】　　挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議　　題　　陳情第１０号　神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

結　　果　　不採択

○委員長【山田昌紀議員】　　次に、「陳情第１０号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【斉藤裕樹議員】　　「陳情第１０号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」についての意見を述べさせていただきます。

私立学校では、それぞれ建学の精神と教育方針に基づき特色ある教育を実施しています。神奈川県内１０８万人の児童生徒等のうち、約２５％に当たる２５万人の児童生徒等の教育を受け持っていることから、神奈川県では私立学校に対してさまざまな助成を行っています。

この陳情に対しては昨年もこういう形で提出されていますが、陳情内容を見ると、基本的には全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、もしくは神奈川県の公立中学校卒業生の全日制高等学校進学率が９０．７％ととても高いとは言えない水準が続いていますと書いてありますが、これらについては学費の問題だけではなく、学費以外のさまざまな要因が入っていると考えます。単純に神奈川県に対して拡充ということではないと思います。

意見書を出さなくてもそれぞれ自助努力はされていると思いますが、神奈川県でも私立学校に対する助成の考え方として教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校運営の健全性の向上の３つを柱としてさまざまな助成を行っており、こうした県の動向を注視したいと考え、今回の陳情については不採択にすべきものと考えます。

○委員【宮脇俊彦議員】　　それでは、「陳情第１０号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は昨年に続き、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するために、また、教育の機会均等を保障するものとしても私学助成を県に求めるものです。

神奈川県の私立学校への生徒１人当たりの経常費補助金は全国でも数少ない国基準以下であり、私立高等学校では国基準３２万７７１５円に対して３１万５５３円、中学校は国基準３２万７４１６円に対し、２２万５７６４円、小学校は同じく国の基準が３１万８９１２円に対して２２万５４８６円、幼稚園では同じく１８万２４５３円に対し１６万１９８円と、全ての校種で全国最下位水準の助成額です。神奈川県では私立高等学校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は９０．７％と、とても高いとは言えない状況が続いています。経済格差が広がり、貧困化が深刻な状況になる中、支援金や補助金があっても生徒や保護者にとって重い負担です。

また、生活が苦しい世帯や低所得世帯から私立学校へ行く割合も高い状況になっており、私学助成の改善によって私学経営の安定化、保護者への負担を減らし、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現するためにも私学助成の一層の充実を求め、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】　「陳情第１０号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べます。

神奈川県の私立学校への生徒１人当たりの経常費補助金は国基準以下であり、全国最下位水準の助成額であることが陳情理由で述べられています。また、県には私立学校に対する施設整備助成がなく、高学費の要因の１つとなっています。家庭への学費補助は平均授業料相当額までの補助があるものの、対象は年収２５０万円未満世帯であり、生活保護世帯であっても年間の自己負担額が約２５万円あるなど、私学を選択せざるを得ないケースでは家計を過重に圧迫しています。

東京都や埼玉県を初め全国では私立学校の無償化の流れが広がっています。私立高等学校の高学費が原因で私立学校が選択できず、公立中学校卒業生の全日制高等学校進学率への影響があるとするならば見過ごすことはできません。

国立社会保障・人口問題研究所の２０１５年第１５回出生動向基本調査では、どのようなことがあれば、あなたはもっと子どもが欲しいと思いますかとの質問に対し、将来の教育費に対する補助との回答が６８．６％にも達し、子育てや教育費にかかる費用が少子化の要因の１つと指摘されています。貧困対策においても高等教育無償化は必然の方向性であり、選択肢を狭めないための私学助成の拡充は全ての子どもたちの学ぶ権利を保障することにおいて重要であることは言うまでもありません。

以上のことから陳情第１０号は採択すべきと考え、賛成いたします。

○委員【相馬欣行議員】　私からも陳情第１０号に対する意見を述べさせていただきます。

現在、伊勢原市では、中学校給食の導入に向けた検討が進められ、教育委員会として早期の実現をめざし、市の負担が最も少ないデリバリー方式を採用することを決定しています。この案を行政として採用するかは今後の市長部局の検討結果に委ねられることになります。この給食の実施も全国的には８０％を超える自治体で推進されていますが、本神奈川県では２０％台に低迷しています。

今回の陳情内容である私学への助成制度においても他県よりおくれをとっています。具体的には私立学校への生徒１人の経常費補助金が、高校、中学校、小学校、幼稚園の全てで国基準以下の全国最下位水準の助成にとどまっていることは大きな問題と受けとめています。

本市に私立学校が少ないわけですが、幼稚園は私立に委ねる状況にあります。また、子どもが減少する中、国際社会の中で先進国としての発展を継続遂げていくためには、子どもたちの無限大に広がる個性、能力を伸ばすことができる多様な生き方を支援していくことが大切であり、その１つとして私立への進路も公立と同じように力を注ぐ必要があることは理解いたします。

また、憲法で保障されている教育機会の平等性を考えれば、生活保護世帯、貧困世帯の子どもたちにも本人が選択するさまざまな学術進路への支援も大切な施策推進と考えます。

都市圏への一極集中が問題視される中、神奈川県としての教育体系の整備のおくれは致命的であり、総予算に対する教育費の堅持、増額は県発展に欠かすことのできない施策推進と考えますし、魅力向上に貢献してくれるものと考えます。

一方、現在の日本が解決しなければならない大きな課題の１つが人口減少への早急な対応です。いかに子どもを産み育てやすい環境を整えることができるか、克服すべき大きな課題ではないでしょうか。幼稚園に入れない家庭が社会問題になっていますが、労働人口が減少する中、幅広い労働世代の確保策は働く側、雇用側ともにメリットがあり、日本の社会保障や経済のエンジンにもつながります。

今考えなければならないことは、日本が抱える人口減少を捉えた子育て環境、教育環境を国としてつくり上げていくことではないでしょうか。その解決策の１つが高等教育までの無償化を進め、教育の平等性と子育て環境の整備、家庭の経済的負担の軽減を進めることと考えます。その中では本人のやる気や学校の特異性を生かした施策の推進に心がける必要性もあります。

折しも国も幼児教育から高等教育までの無償化を検討していますが、以前より論議されてきた教育のあるべき姿が具体化し、子育て環境、教育環境に対する大きな改革に結びつこうとしています。詳細内容については検討段階でありますが、考え方の方向性は一致していますことから、今後の論議をしっかり見守ることが大切なのではないでしょうか。

以上述べた理由により、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対しては教育施策の変化により提出する必要性がないと考え、反対の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】　　陳情第１０号について意見を述べさせていただきます。

教育基本法第６条には、法律に定める学校は、公の性質を有するものとされており、国や地方公共団体のほか、法律に定める法人のみがこれを設置できるとされています。日本は、私学の高校生１人当たりに使われる公費は低い水準であり、学費の保護者負担が大変に大きなものとなっています。また、低所得世帯ほど私立高校に入学する割合が高くなっており、高学費が原因で私立高校を断念せざるを得ないという現状もあります。しかし、神奈川県においても平成２６年度より国庫補助や県独自の学費補助金が拡大され、入学金の補助額も拡大されました。また、保護者に不測の事態が起こったときなどには返還不要の緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充されています。

特に、家庭の経済事情による教育格差をなくすために、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、給付型奨学金等、成績にかかわらず必要とする全ての大学生が受けられるよう実施されており、返還不要の高校生等奨学給付金や貸付制度も設けられ、徐々に拡大しています。

また、幼児教育の無償化等、国の大綱をもとに各都道府県が支援計画をつくるという段階に入っています。

こうした国や県の動向をまずは注視すべきと考え、陳情第１０号は不採択といたします。

○委員長【山田昌紀議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】　　挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議　　題　　陳情第１１号　国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

結　　果　　不採択

○委員長【山田昌紀議員】　　次に、「陳情第１１号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】　　それでは、「陳情第１１号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」についての意見を述べます。

教育ニーズの多様化により、進学先に私学を選択し、子どもの個性に合った学校に通わせる家庭がふえる一方、高額な学費が原因で私立高校進学を断念せざるを得ない家庭があることも承知しております。私立学校は、教育方針、教育理念に沿って、公立学校とは違い、その特色を出して子どもたちに教育をする取り組みがなされています。そのため、私学における教育費は高額にならざるを得ないことも事実であります。

私立学校振興助成法第１条は、国における私学助成について、１、私学の教育条件の維持向上、２、学生等の修学上の経済的負担の軽減、３、私学経営の健全性の向上を目的として、国及び県は、私立学校を設置する学校法人に対し、平成２９年度予算、４３０４億円、私立大学等経常費補助金３１５３億円、私立高等学校等経常費助成費等補助１０３６億円、私立学校施設・設備整備補助金等１０２億円、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金１３億円を補助金として交付し、私学助成に取り組んでいます。

一方、家庭の経済格差が大きく、低所得者世帯では教育費が大きな負担となっていることはさきに述べました。しかし、この問題は、私学助成とは別の問題であります。低所得者も安心して教育を受けられ、経済的な負担軽減を図る目的のため、私学支援金制度が導入され、さらに生活保護世帯や住民税非課税世帯には返済不要の給付金を給付する奨学給付金制度が導入されました。重要なことは単に私学に対して助成すればよいという問題ではなく、受験に際して経済的弱者を救済する施策、公立学校をより魅力的なものとする施策、さらに奨学金制度をより充実する施策と、多方面の取り組みが必要なことを鑑みると、今後、国、県の動向を注視する必要があるとして、本陳情は不採択の意見といたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　　それでは、「陳情第１１号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

２０１０年度から実施され、２０１４年度に加算支給と対象世帯を拡大した私学助成金制度と２０１０年度から実施されている奨学のための給付金により学費の公私間格差は一定程度是正されました。しかし、私立高校の学費は就学支援金

を差し引いても全国平均で初年度納付金額６０万円、入学金を除いても４４万円と高額な負担が残りますと陳情理由に述べられているように、私学に通う生徒、保護者は大きな負担がかかっています。また、国際的にも教育への公的支出が低過ぎるため、日本では世界でも異常な高学費や劣悪な教育研究条件となっています。私学助成については、神奈川県のように国際基準以下の自治体もあります。

今後、国の教育水準向上や、何よりも子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも国が私学助成の一層の充実を図ることは当然であり、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【土山由美子議員】　「陳情第１１号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について意見を述べます。

神奈川県では高校生の３割を超える生徒が私立高等学校へ通い、学費については２０１４年度から実施の高等学校等就学支援金、２０１４年から実施の高校生等奨学給付金があります。しかし、私立高等学校の学費は全国平均で年額初年度納付金６０万円、入学金を除いて４４万円と高額な負担があります。また、各都道府県の授業料減免制度に差があり、学費の自治体間格差が生じていることは子どもたちの学ぶ権利を保障することについても問題ではないでしょうか。

また、ＯＥＣＤ諸国の教育への公的支出についても日本は下位にあることがこれまでもたびたび指摘されており、拡充の方向とならないことは疑問視されているところです。不十分な教育予算が少子化への要因ともなっているとの指摘を重く受けとめ、全ての子どもたちが学ぶ権利を保障されることは必然の方向です。家庭の事情で選択肢を狭めないためにも、私学助成の一層の充実、拡充を求める意見書は採択されるべきと考え、賛成いたします。

○委員【相馬欣行議員】　陳情第１１号について私の意見を述べさせていただきます。

日本が先進国として発展してきたのは万民に対する教育体系が整備されたからではないでしょうか。戦後、憲法第２６条で教育が受けられる権利と義務教育が規定され、教育環境がしっかり整備されてきました。教育内容も学問だけではなく、文化、道徳、体育等、知徳体のバランスのとれた教育が進められてきたとともに、ものづくりや国際感覚を含めた専門分野へ広げ、進められてきたことです。戦後からの早期復興と経済発展をなし遂げてくることができたと考えます。

しかし、世界の公的教育へのＧＤＰ比較で国別順位を見ると、２０１５年比較１０２位と相当低い順位に位置しています。また、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）比較でも最下位に低迷している現状にあります。国をつかさどる人への公的教育費の低下は国の教育水準の低下につながり、国、民族の衰退に結びついてきます。義務教育の推進により小中学校の環境は整っていますが、幼稚園、保育園、高校、大学は私立に依存している部分もあり、家庭の収入に関係なく平等な教育環境、望む進路を選ぶ環境を整えるためには支援の拡大は必要と考えます。

日本財団がソーシャルイノベーションフォーラム２０１７で発表した内容は、大阪府箕面市の２万５０００人のデータを分析した結果、貧困状態にある子ども

の学力は１０歳、小学校４年を境に低下することが報告され、話題となっています。

貧困家庭にあっても、子どもたちが夢を持って生きていくための環境整備は、憲法の保障は無論ですが、先進国として当たり前の施策推進と考えます。

一方、さきの陳情第１０号に対する意見でも述べさせていただきましたが、現在の日本が解決しなければならない大きな課題は人口減少への早急な対応であり、いかに子どもを産み育てやすい環境を整えていくことができるか、克服しなければならない大きな課題です。この課題への取り組みとして子育て環境、教育環境を国としてつくり上げていくことであり、その解決策の１つとして高等教育まで無償化を進め、教育の平等と子育て環境の整備、家庭の経済的負担の軽減を進めることと考えます。現在、国も幼児教育から高等教育までの無償化を検討していますが、以前より論議されてきた教育のあるべき姿が具体化し、子育て環境、教育環境に対する大きな改革に結びつこうとしているところであり、今後の論議をしっかり見守ることが大切なことではないでしょうか。

以上述べた理由により、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対しては、教育施策の変化により提出する必要はないと考え、反対の意見といたします。

○委員【中山真由美議員】　　陳情第１１号について意見を述べさせていただきます。

教育基本法第８条には、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないと定められています。

近年ますます国際化、高度情報化する社会の中で多様化する国民のニーズに応じた特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育の理念と方針により、生徒一人一人に適した学習とその特性を伸ばす教育を行う私学に進学することを選択される生徒も多くなっています。

本陳情にもありましたように、日本においては私学に対する公費助成が低い状況にありますが、少子高齢化社会となった現代において未来を担う子どもたちへの支援に国も動き出しています。特に家庭の経済事情による教育格差をなくすために、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、給付型奨学金等、成績にかかわらず必要とする全ての大学生が受けられるよう実施されております。

また、幼児教育の無償化や高校生等奨学給付金の拡充等の推進により、学校の選択を保護者の経済的な理由から断念させてしまうことがないよう、国の大綱をもとに各都道府県が支援計画をつくるという段階に入っています。こうした国の動向をまずは注視すべきと考え、陳情第１１号は不採択とします。

○委員長【山田昌紀議員】　　ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【山田昌紀議員】　　挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】　　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

午前１０時２３分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成２９年１２月７日

教育福祉常任委員会
委員長　　山田　昌紀